

特定非営利活動法人よこすかなかながや

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人よこすかなかながや(以下、「法人」という。)の個人情報の取扱いに関して、この法人の役員および職員が遵守すべき事項を定め、これを実施・運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程およびこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語の定義は次のとおりとする。なお、この規程に定めのない用語は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)その他の関係法令の定めに従うものとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)および個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3) 個人番号

「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第7条第1項または第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

(4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報および個人番号をいう。

(6) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(7) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(8) 本人

「本人」とは、個人情報によって識別される、または識別され得る生存する特定の個人をいう。

(9) 役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事および職員をいう。

(10) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事会によって指名された者で、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程はすべての役員等に適用する。役職員等は、退職後においても在任中または在籍中に取得した個人情報については、この規程に従って取り扱うものとする。

2 この法人から業務の委託を受けた者は、その職務または業務を遂行するにあたって、この規程を遵守しなければならない。

3 前項に規定する者を管理・監督する立場にある者は、これらの者によるこの規程を遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第 4 条 この法人においては、事務局長（事務局長が置かれていないときは総務を担当する理事）を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施および運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用または改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第 5 条 個人情報の取得は、適正かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

(利用目的の通知・公表および変更)

第6条 個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

2 この法人は個人情報を取得した際に示した利用目的を変更することができる。ただし、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内とし、変更された利用目的について本人に通知し、または公表するものとする。

(個人データの提供)

第7条 法令で定める場合を除き、あらかじめ本人等の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

2 この法人の事業を遂行するために、当該事業に係る業務の一部または全部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ本人等の同意を得た上で、次に掲げる条件を満たす委託先に限り、取得の際に本人等に示した利用目的の範囲内において当該個人データを当該委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上、相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用および実施をしている者であること

(3) この法人との間で、適正な内容の個人情報の保護に関する契約を締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の定めに従って業務を第三者に委託する場合は、事前に個人情報管理責任者の承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い個人データを第三者に提供した場合には、この法人が当該第三者に課した個人情報の適切な管理にかんする義務が確実に遵守されるように適時、当該第三者を確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人法の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失または毀損の防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第 1 0 条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を取り扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第 1 1 条 利用する必要がなくなった個人情報については、直ちに消去・廃棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・廃棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報の内容および消去・廃棄の方法を書面または電磁的に記録し、これをこの法人の定める期間保存しなければならない。

(通報および調査義務等)

第 1 2 条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合またはそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告および対策)

第 1 3 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次に掲げる事項を理事長の他、影響を受ける可能性のある本人等および関係職員に報告しなければならない。

ア 漏洩した個人情報の範囲

イ 漏洩先

ウ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長および関係機関とも相談の上、個人情報の漏洩についての具体的対応および対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(個人データの訂正等)

第 1 4 条 本人等から保有個人データについて開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加または削除を行った場合は、当該保有個人データの受領者に対して通知を行うものとする。

(苦情の処理)

第 1 5 条 この法人の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備および支援

を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜苦情の内容について理事長に報告するものとする。

(個人情報に関する取扱規則)

第16条 個人情報および特定個人情報の取扱いに関する細則については、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は、令和6年2月17日より施行する(理事会決議)。